

住民参加の推進について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

「住民参加」の論点

- なぜ地域福祉に住民参加が必要か。
 - 地域における問題発見、問題提起、問題解決策作り、合意形成、サービスの実施、サービスの評価、等
 - それぞれの場面に応じた態様、担い手
- 住民参加の担い手とはどういう人たちか。
 - 町内会・自治会などの地縁組織、民生委員などの行政委嘱員、社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関などの専門組織、ボランティア・NPOなどの市民活動組織、農協・生協などの協同組織、商店街・企業などの経済組織、等
 - 退職した団塊世代や子育て世代などの新たな担い手、集合住宅の住民等の参加をどう促すか。
- 地域福祉において住民が力を発揮するためにはどのような方策、仕組みが必要か。
 - 住民の出会いの場、協議の場、計画の場、活動の場づくり、等
 - 担い手の間のネットワークづくり
 - 新たな世代の参入の促進(民生委員等)
 - 専門職の配置や支援のあり方
- 計画や社協、共同募金、民生委員、地区活動等における住民参加はどうあるべきか。
 - 意思形成過程への参加、組織への参加、選定過程への参加、活動における参加、等
- 住民と行政との関係をどう考えるか。
 - 政策作りへの参加・協働、サービス提供における協働、行政活動の評価・監視、等
 - 「行政の安価な下請けになってしまう」、「地域が疲れる」といった現象をどう考えるか。

行政における「住民参加」

- バブル崩壊後の政治・経済の停滞に直面し、社会参加の意識を持った市民が、それまで官が独占していた公益の領域に進出する動き。特に福祉、まちづくりの分野でその動きは顕著。
- 背景には、行政側の事情としては財政的能力や処理能力の限界、行政が提供するサービスの画一性があり、住民側には多様なニーズの存在、環境やまちづくりなど個人では取り組めない分野の重要性の増大、などの事情。
- 平成10年特定非営利活動促進法施行、平成12年介護保険法施行、地方分権一括法施行、社会福祉事業法等改正等により、住民参加の条件整備が進む。
- 行政における住民参加の具体的態様は以下のとおり。
 - ① 政策形成段階における住民参加
 - 主な場面として、選挙、行政計画の作成
 - 主な態様として、アンケート、ヒアリング、市政モニター、公聴会、住民説明会、シンポジウム、地区別懇談会、パブリックコメント手続、審議会、市民会議、直接請求、住民投票
 - ② 政策実施段階における住民参加
 - 民生委員などの行政委嘱員、行政活動の委託、指定管理者制度、等
 - ③ 政策評価段階における住民参加
 - 政策評価への意見提出、外部評価委員会への公募市民としての参加、等

地域福祉における「住民参加」の制度的仕組み

地域福祉全般における住民参加	地域住民、社会福祉事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、地域福祉の増進に努める。	社会福祉法第4条
問題発見、問題提起、解決策作り、合意形成における住民参加	市町村地域福祉計画の策定、変更の際、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。	社会福祉法第107条
	都道府県地域福祉支援計画の策定、変更の際、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。	社会福祉法第108条
	市町村障害福祉計画の策定、変更の際、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。	障害者自立支援法第88条
	市町村保育計画の策定、変更の際、あらかじめ、住民の意見を反映させるための措置を講じる。	児童福祉法第56条の8
	都道府県保育計画の策定、変更の際、あらかじめ、住民の意見を反映させるための措置を講じる。	児童福祉法第56条の9
	市町村介護保険事業計画作成委員会等の設置に当たっては、公募等による被保険者を代表する地域住民の参加に配慮。また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、聞き取り調査、公聴会、地区別懇談会の開催等の工夫が必要。	介護保険給付の円滑な実施のための基本的指針
地域福祉活動における住民参加	市町村地域福祉計画に定めるべき事項として、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を規定。	社会福祉法第107条
	市町村社会福祉協議会の事業として、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」を規定。	社会福祉法第109条
	社会福祉協議会理事及び評議員には、ボランティア活動を行う団体の代表者を入れること。	社会福祉法人審査基準

なお、民生委員の委嘱手続や共同募金の配分手続においては、住民参加の制度的仕組みは規定されていない